

広島県避難所開設・運営訓練手引き
「運営に必要な各種活動の理解」教材

要配慮者 支援

**地域にどんな要配慮者の方が
いますか？**

**避難所生活で
どんな支援が必要ですか？**

- 参加者の皆さんに、「地域の要配慮者」について、またその方に「どんな支援が必要か」について、問いかけましょう。
- 2～3人ほど、意見を聞いてみましょう。

※ご存じない人が多いので、知らなくても恥ずかしくないことを伝え、フォローしましょう。

要配慮者の環境整備



要配慮者対応の訓練の様子（中通地域交流センター）

■具体的な取組み


- 要配慮者の確認
- 要配慮者への緊急的な対応
- 要配慮者支援体制づくり
- ニーズの把握と支援

■対応のポイント

- 避難者の管理を行う担当者等と協力して、**受付名簿で要配慮者を把握**
- 直接、要配慮者本人から、**どんな支援や対応が必要かを聞きとる**
- 食料・物資の管理を行う担当者等と協力して、**必要な物資を調達**
- 避難所では対応できない場合は、市町職員に相談し、**専門的な機関や専門家に対応をつないでいく**

【説明内容】

- 避難所にはさまざまな人が来るが、特に要配慮者については、特性に応じた支援や対応が必要です。
- そのため、避難者管理の担当者と協力して、受付名簿の確認による配慮が必要な人の情報収集や、直接、どんな支援が必要かを本人やご家族から聞き取ることが重要になります。
- そのうえで、要配慮者のための環境を整備したり、食料や物資を手渡しする、情報を直接伝えるなど、個別に対応していきます。
- また食料・物資の担当者と協力し、必要な物資を調達したりもします。
- さらに、避難所では対応できない場合は、市町職員に相談して、医療機関や福祉機関等、専門的な機関や専門家に対応をつないでいきます。



**要配慮者の確認・
要配慮者のニーズ把握と支援
について**

- 「要配慮者のニーズ把握と支援」について説明します。

⑥要配慮者支援班がすること

要配慮者支援班は避難所運営において、「要配慮者支援体制づくり」「定期的な見回りと支援」を行うことが主要な役割になります。そのために、具体的には下記4つの業務を実施します。

1. 要配慮者の確認
2. 要配慮者への緊急的な対応
3. 要配慮者支援体制づくり
4. ニーズの把握と支援

定期的な班会議を行うなどして、要配慮者支援班内での情報共有をしっかりと行いましょう！

71

広島県『避難所開設・運営マニュアル』
(標準版) p72～73、75～76

1. 要配慮者の確認
2. 要配慮者への緊急的な対応
4. ニーズの把握と支援

【説明内容】

- ここでは、広島県『避難所開設・運営マニュアル』(標準版)のp72～74の内容、

1. 要配慮者の確認
2. 要配慮者への緊急的な対応
4. ニーズの把握と支援

- について、説明します。

要配慮者のそれぞれの特性に応じた、配慮や支援が必要になります

困りごとを抱える方	困りごと例	必要な配慮/支援(例)
肢体不自由者	避難所を安全に利用できない等	介助者や支援者の確保等
難病患者	特殊機器/受診を要する等	常時使用する医療機器や薬の調達等
視覚障害者	目視による状況把握ができない等	手すりの設置、障害物の撤去等
聴覚障害者	音声による情報が伝わらない等	印刷物で伝達、手話通訳者の確保等
高齢者	体調を崩しやすい等	声かけ・見守り等による健康状態の把握
妊産婦や乳幼児	素早い行動ができない、授乳等	介助者や支援者の確保等
外国人	コミュニケーションが困難等	ピクトグラムの活用、通訳の確保等
LGBTQ	トイレ・物資(衣類等)が男女別	多目的トイレの準備、サイズ別で分類

【説明内容】

- 要配慮者には、さまざまな特性があります。
※表の内容を説明しましょう。
- こうしたさまざまな特性を把握したうえで、適切に支援、配慮していくことが必要になります。
- そこでまず重要なのが、要配慮者がいることを把握すること、そして、どんな支援や配慮が必要かを確認することです。

■ 中通地域交流センターの実施事例



避難者名簿による要配慮者の把握の様子



要配慮者への聞き取りの様子



避難所運営会議の様子



避難者対応の様子

【説明内容】

- まずは、受付で作成した避難者名簿をもとに、要配慮者の数や特性を把握します。
- 次に、要配慮者ひとりひとりに対して、どんな支援や配慮が必要か、聞き取りを行います。
- 受付でとりまとめた避難者名簿や要配慮者から直接聞き取り（上ふたつの写真）の内容は、避難所運営組織で協力して対応・支援するために、情報共有することが必要です。
- そこで、要配慮者の特性や困りごと、必要な支援等について、とりまとめを行い、随時、組織内で情報共有するほか、避難所運営組織の会議（左下の写真）でも報告します。
- また、要配慮者の特性に合わせて、環境整備したり、情報や物資の提供、生活の支援など、個別の対応を行います（右下の写真）。
- そのほか、食料・物資の担当者と協力し、要配慮者に必要な物資などを調達してもらいます。
- 避難所で対応できない場合は、市町職員に相談して、専門的な機関や専門家につないでいきます。

要配慮者支援体制づくり について

- まず「要配慮者支援体制づくり」についての説明をします。

⑥要配慮者支援班がすること

要配慮者支援班は避難所運営において、「要配慮者支援体制づくり」「定期的な見回りと支援」を行うことが主要な役割になります。そのために、具体的には下記4つの業務を実施します。

1. 要配慮者の確認
2. 要配慮者への緊急的な対応
3. 要配慮者支援体制づくり
4. ニーズの把握と支援

定期的な班会議を行うなどして、要配慮者支援班内での情報共有をしっかりと行いましょう！

71

広島県『避難所開設・運営マニュアル』
(標準版) p75

3. 要配慮者支援体制づくり

【説明内容】

- ここでは、広島県『避難所開設・運営マニュアル』(標準版)のp75の内容、

3. 要配慮者支援体制づくり

- について、説明します。

■ 要配慮者のための環境整備



要配慮者スペースでの環境整備例（左は乳幼児用、右は高齢者用）
（中通地域交流センター）

■ 要配慮者のための見守り体制



要配慮者への声掛けの様子
（左：熊野東防災交流センター、右：中通地域交流センター）

【説明内容】

- 要配慮者の特性に応じた環境整備をすることが必要です。
 - そこで、まずは要配慮者のためのスペースを確保することが重要になります。
- ※避難所レイアウト図で、要配慮者スペースを示しながら説明する
- それから、要配慮者スペースで、要配慮者の特性に応じて、生活しやすい環境づくりを行っていきます。
 - 必要に応じて、施設管理の担当班や、物資の担当班と協力して、必要な物資を調達するなどして、環境づくりを行います。
 - また、体調不良やこころの不調などを早く把握できるようにすることが必要になります。
 - そこで、要配慮者への見守り体制を整備していきます。
 - 見守り体制は、定期的な声かけをするなどして、要配慮者の健康状況を把握できるようにします。
 - 交代でできるよう、複数名で実施していきます。



【質疑応答】

- 市町職員や施設管理者なども含め、応答できる人が説明します。